山ノ内町木材利用推進方針

平成24年４月１日　策定

令和４年４月11日　変更

１　　目的

木材は、調湿性に優れる、断熱性が高い、リラックス効果があるなど、人に優しい、

心安まる素材であるとともに、再生産可能な素材であり、その利用を推進することは、

森林の持つ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成のほ

か、地域経済の活性化に資するものである。

　　　山ノ内町が実施する建築物及び公共土木施設等の整備にあたっては、可能な限り県

産材を使用するよう努める。

２　　定義

　（１）　この方針において「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第２

条第１号に規定する建築物をいう。

　（２）　この方針において「土木施設」とは、河川施設、砂防施設、道路施設、上下水

道施設、公園施設、土地改良施設、治山施設等をいう。

　（３）　この方針において「公共土木施設」とは、国又は地方公共団体が整備する公共

の用又は公用に供する土木施設をいう。

　（４）　この方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構

造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部又は一部に木材を利

用することをいう。

　（５）　この方針において「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替にあ

たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分

に木材を使用することをいう。

３　　建築物の整備における木材利用の推進

　（１）　建築物の木造・木質化の推進

　　　　　山ノ内町が行う建築物の整備にあたっては、関係法令、コスト等の制約を受け

る場合を除き、原則として木造・木質化を推進するものとする。

（２）　家具・備品・調度品等への木材利用の推進

　　　　　山ノ内町が建築物等に導入する家具・備品・調度品等は可能な限り木材製品と

する。

（３）　環境への配慮

　　　　　山ノ内町は、建築物の整備等における木材の使用にあたっては、使用する接着

剤や塗料等について、環境に配慮するものとする。

４　　公共土木施設等における木材利用の推進

　 山ノ内町が行う公共土木施設の設置においては、関係法令、構造、設置場所、コス

ト、緊急性を要する場合等の制約をうけるものを除き、設計図書に間伐材等の使用を

明記することにより、公共土木施設における木材の利用に積極的に取組ものとする。

５　　県産材利用の推進

　（１）　山ノ内町が行う建築物の整備及び公共土木施設等において使用する木材は、関

係法令、県産材における供給が困難である場合等の制約を受ける場合を除き、原

則として県産材とする。

（２）　県産材の使用にあたっては、可能な限り信州木材認証製品センターの信州木材

認証製品又は同等以上の品質、規格、性能を有するものを使用することとする。

（３）　山ノ内町が行う建築物の整備等における県産材の使用にあたっては、地域材の

素材供給段階における産地証明書を添付させ、県産材であることをしゅん工検査

時に確認するものとする。

６　　山ノ内町が補助する建築物整備等における県産材利用の推進

　　　山ノ内町は事業主体の理解を求め、可能な限り県産材が積極的に使用されるよう配

慮するものとする。